

青森県立弘前中央高等学校

いじめ防止基本方針

青森県立弘前中央高等学校

(平成26年 4月 1日制定)

(平成27年 4月 1日改正)

(平成28年11月 1日改正)

(平成30年 3月23日改正)

(平成30年 7月 2日改正)

(令和 元年 6月24日改正)

青森県立弘前中央高等学校いじめ防止基本方針

県立弘前中央高等学校

1 本校の教育方針

校訓「自律・誠実・進取」のもと、自己の成長を図り、誠実・謙虚が身についた品性を有し、高い目標に挑戦する生徒の育成を目指している。全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動の展開が図れるよう、教職員は生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進する。

そのことから、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は迅速に解決するため、いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「本校生徒に対して、当該生徒以外の本校生徒等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）であり、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。また、けんかやふざけ合いも「いじめ」に発展する可能性もあるため、いじめの対象として校内で取り扱う。

(2) いじめ防止等の対策基本理念

- いじめを絶対に許さない学校づくり。
- いじめを受けている生徒の立場に立ち、生徒を徹底して守り通す。
- いじめを行った生徒に対し、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- 保護者との信頼関係を構築し、地域や関係機関との連携協力を努める。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための指導体制を別紙のとおりとする。いじめの認知は、特定の教職員によることなく、いじめ対策委員会で判断するものとする。

※別紙1 日常の指導体制参照

(2) 緊急時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報収集と記録、情報の共有、事実確認を行い、迅速な解決に向け組織的に対応する。

※別紙2 緊急時の組織的対応参照

4 いじめ防止等に関する措置

※別紙3 学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント参照

(1) いじめ防止

本校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ① 生徒に「いじめは絶対に許されない」ことへの理解を促し、生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ② 人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等について学習を深める。
- ③ いじめの背景にあるストレスなどの要因に注目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力が育まれるように支援する。
- ④ 全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活を支援する。
- ⑤ 学校生活での悩みの解消を図るため、教育相談係・スクールカウンセラー等を活用する。
- ⑥ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑦ 常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検し、改善充実を図る。
- ⑧ 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を図る。
- ⑨ 行政等の関係機関や学校カウンセラーやいじめ防止専門員等と定期的に情報交換し、恒常的な連携を深める。

(2) いじめの早期発見

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域（関係機関）が全力で実態把握に努める。

- ① 生徒の声に耳を傾け迅速に対応する。（年2回のアンケート調査・個別面談・外部の電話相談窓口の周知等）
- ② 生徒の行動とその変化を注視する。（アセスの結果・登校指導等）
- ③ 生徒の表情とその変化を注視する。（ホームルーム活動、休み時間、授業、清掃活動、部活動等）
- ④ 保護者と情報を共有する。（学校・学年通信・公開授業日・各学年PTA集会等）
- ⑤ 行政等の関係機関と連携を図る。（情報共有等）

(3) いじめの早期解消

いじめ問題が生じた時には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解決を目指す。なお、いじめが「解消している」状態とは、いじめに係る行為が少なくとも3か月の間止んでおり、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない状態を指す。

- ① いじめを受けた生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② いじめに係る情報を特定の教職員が抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会に報告し、学校全体で組織的に対応する。
- ③ 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ④ いじめを行った生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、継続的に指導する。また、いじめを行った生徒が抱える問題を解決するために支援を行うことで、いじめの再発や別の新たないじめ事案の発生を未然に防ぐように努める。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談し協力を求める。
- ⑥ いじめの解消後も、保護者と継続的に連絡し、情報共有に努める。
- ⑦ 必要に応じて行政機関の協力を求める等、情報共有に努める。
- ⑧ いじめの解消後も、再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、いじめを受けた生徒およびいじめを行った生徒については継続的に注意深く観察する。

5 ネットいじめへの対応

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等への送信、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどのネットいじめが犯罪行為であることを認識させる。

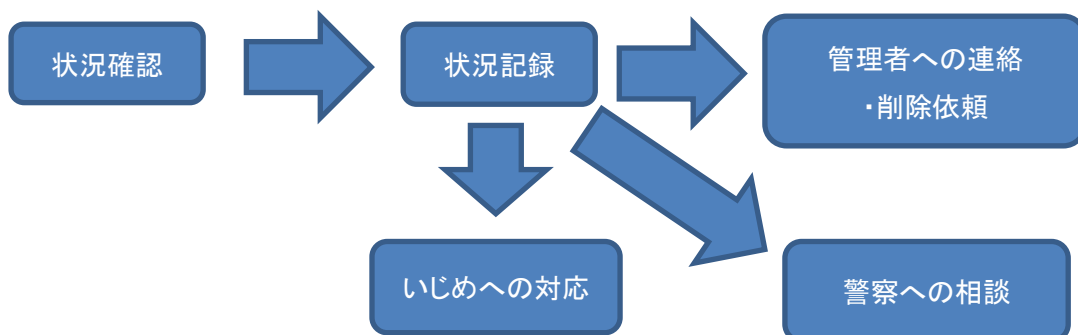
(1) ネットいじめの予防

- ①保護者への啓発（研修会、見守りに対する意識等）
- ②情報教育の充実（情報モラル教育の充実）
- ③ネット社会についての理解（講話等）

(2) ネットいじめへの対処

- ① ネットいじめの把握（被害者からの訴え・閲覧者からの情報等）
- ② 不当な書き込みへの対処

情報の拡散等、被害の拡大を防ぐために直ちに関係機関と連携して対応する。



6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 高額な金品を奪い取られた場合
- ② 生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされているとき
 - 年間 30 日程度の欠席がある場合
 - 連続した欠席の場合は状況により判断する
- ③ 生徒や保護者からいじめによる重大事態に至っていると申し立てがあったときには適切に対応する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、学校が主体となって情報を収集し事実関係の把握を行い、事態の解決に努める。なお、事案によっては県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

7 青森県立弘前中央高等学校いじめ防止基本方針の評価と見直し

本いじめ防止基本方針に基づく取組み状況を学校評価に位置づけ、取組み状況及び達成状況を評価する。また、教員評価にも取り入れて評価する。見直しに関してはいじめ防止委員会が中心となって定期的に点検し、いじめ防止専門員や学校カウンセラー等のアドバイスも受けながら必要に応じて見直しを図るものとする。

日常の指導体制(未然防止・早期発見)

いじめ防止等の対策基本理念

- いじめを絶対に許さない学校づくり
- いじめを受けている生徒の立場に立ち、生徒を徹底して守り通す
- いじめを行った生徒に対し、毅然とした対応と粘り強い指導を行う
- 保護者との信頼関係を構築し、地域や関係機関との連携協力を努める

いじめ防止委員会【年2回の開催】

委員長:校長

委員:教頭・生徒指導主事・生徒指導部員・学年主任・養護教諭・いじめ防止専門員

- ・学校いじめ防止基本方針作成と見直し
- ・いじめ防止プログラムの作成と見直し
- ・校内研修会の企画・立案
- ・調査結果、報告等の情報整理と分析
- ・要配慮生徒への支援方針

【結果報告】

教育委員会

【緊急対応】

いじめ対策委員会

未然防止

- 学習指導の充実
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・意欲的に取り組む授業展開
- 特別活動・道徳教育の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・ボランティア活動の積極的な推進
- 教育相談の充実
 - ・面談の定期開催
- 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会等の実施
- 情報モラル教育の実施
- 保護者・地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開の実施

早期発見

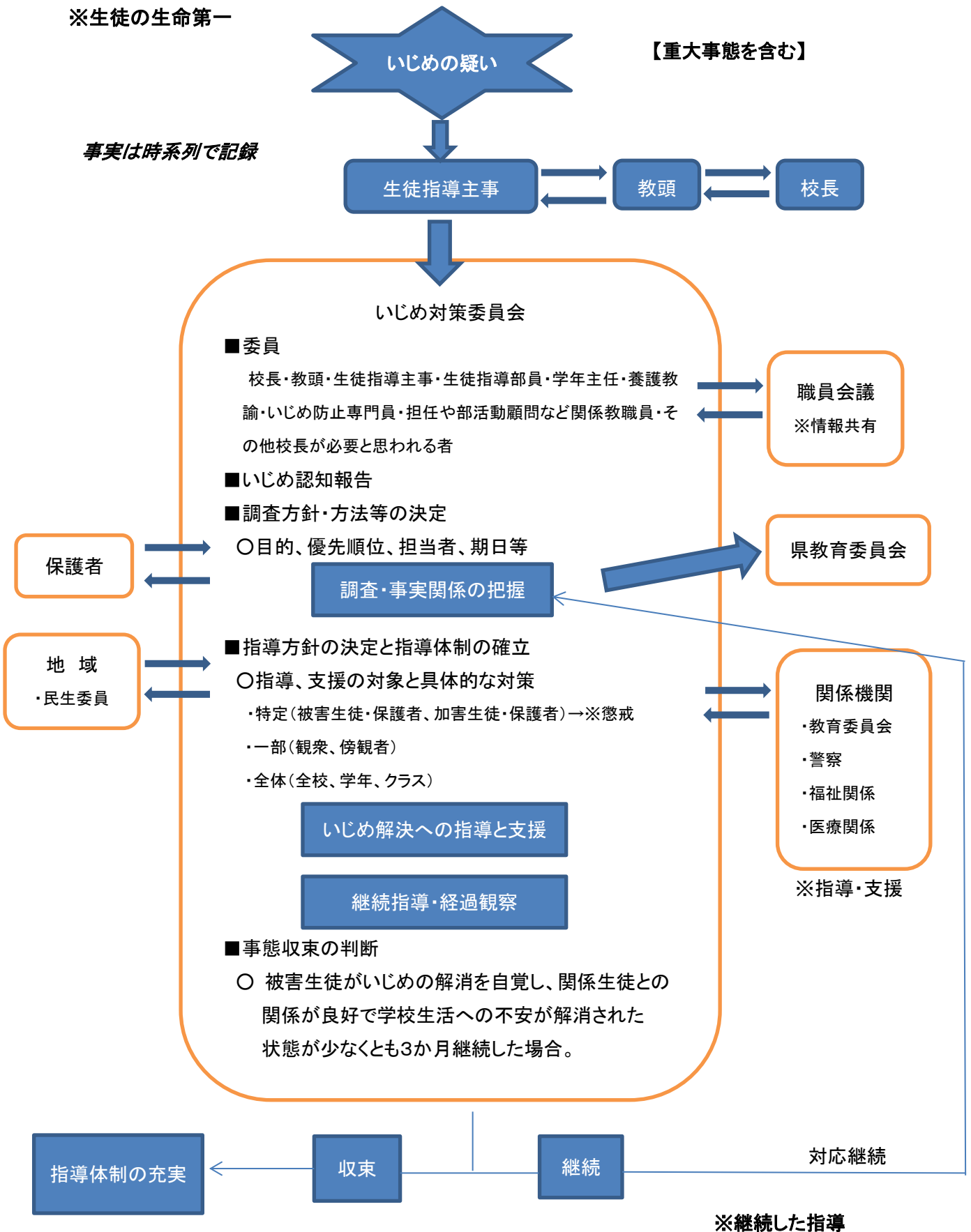
- 情報収集
 - ・教職員による観察
 - ・養護教諭からの情報
 - ・生徒、保護者、地域等からの相談と訴え
 - ・学校生活におけるアンケート調査(年2回)
 - ・アセスなど各種調査の実施
 - ・定期的な面談の実施(生徒・保護者等)
- 相談体制の確立
 - ・相談窓口の設置と周知
- 情報の共有
 - ・報告経路の徹底
 - ・報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握と情報共有
 - ・進級、卒業時の引き継ぎ

緊急時の組織的対応(いじめへの対応)

※生徒の生命第一

【重大事態を含む】

事実は時系列で記録



学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

(1) いじめの未然防止のための措置

《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実などの推進に取り組む
- ・ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける
- ・ 生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など、いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進

《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う

《養護教諭》

- ・ 保健だよりや学校保健委員会等の学校教育の場で命の大切さを取り上げる

《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について職員会議や校内研修で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
- ・ 日頃から関係機関と連絡を取り合い、情報交換や連携に取り組む

(2) 早期発見のための措置

《管理職》

- ・ 生徒及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する
- ・ 学校における教育相談が生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となっているかを定期的に確認する

《学級担任等》

- ・ 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように注意を払う
- ・ 休み時間や清掃活動などの生徒との雑談の中で、交友関係や悩みを掌握する

- ・ 個人面談や三者面談を活用し、悩みなどを聞き出し、教育相談を行う

《養護教諭》

- ・ 保健室に来室する生徒との雑談の中で、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を上手く捉え悩みを聞き出す

《生徒指導担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査及びいじめ防止委員会、教育相談委員会の実施等を計画的に行う
- ・ スクールカウンセラーの配置、カウンセリングの利用を周知させる
- ・ 校内巡視を行い、生徒が生活する場の異常の有無を確認

(3) いじめに対する措置

① 情報を集める

《学級担任、養護教諭など》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する
- ・ 発見及び通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態調査を行う（その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所や時間等に慎重な配慮をする）
- ・ いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う
- ・ 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集め、その時に得られた情報は確実に記録に残す
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

② 指導・支援体制を組む

- ・ 正確な実態把握に基づき、管理職、学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員などは以下の点に注目して役割を分担し、支援体制を組む
 - いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
- ・ 現状を常に把握し、指導・支援体制に修正を加え、いじめ防止委員会でより適切に対応する

③ -1 子供への指導・支援を行う（いじめ防止委員会で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う）

《いじめられた生徒に対応する教員》

- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人（友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる
- ・ いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する

《いじめた生徒に対応する教員》

- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる
- ・ 必要に応じて、いじめた生徒を別室においたり、また懲戒処分にするなどの指導を行い、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る
- ・ いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応
- ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける
- ・ 交友関係や学習、進路、家庭の悩みなどで不満やストレスがあっても、いじめる行為で解消するのではなく、スポーツなど各自で発散できる力を育む

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする
- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

④ -2 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ いじめられた生徒、いじめた生徒の家庭訪問などを学級担任を中心に複数で行い、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う
- ・ いじめられた生徒の保護者には徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、その不安を除去するように努める
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめに関する情報を適切に提供する

◆その他の留意点

- ・状況に応じては、いじめ防止専門員、スクールカウンセラーや警察官経験者等の協力を得るなど、困難が想定される場合のサポート体制を講じておく
- ・指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う